

滝川市音楽公民館指定管理者募集要項

滝川市音楽公民館（以下「公民館」という。）の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を行う指定管理者を次のとおり募集します。

記

1 施設の基本方針等

(1) 施設の目的

公民館には、発表の場として講堂やステージ、練習や交流の場として研修室や会議室等があり、音楽文化の向上及び普及、住民の教養向上、健康増進、情操の純化、生活文化の振興及び社会福祉の増進に寄与する市民のコミュニティ活動を推進するための拠点施設となることを使命としています。

(2) 管理運営の基本方針

公民館は、前号の目的達成に寄与する市民のコミュニティ活動を推進するための施設として利用されています。そのため、様々な機会を訪れる利用者の安全確保はもちろんのこと、多様化したニーズに応えるため施設の充実を進め、施設内外の環境の美化に努めます。

2 施設の概要

滝川市音楽公民館

名称	滝川市音楽公民館
位置	滝川市新町3丁目8番3号
設置目的	地域住民の教養の向上、健康の増進及び情操の純化を図り、生活文化の振興及び社会福祉の増進に寄与する。
施設の構造等	ア 建物構造 鉄筋コンクリート造2階建て イ 敷地面積 1,763.45平方メートル ウ 延床面積 1,024.50平方メートル エ 施設内容 【1階】講堂(222.50㎡)・社会教育推進指導員室(30㎡)・ステージ兼レクリエーション室(85.00㎡)・視聴覚室(37.5㎡)・研修室(45㎡) 【2階】会議室(大96㎡・中43.75㎡・小31.25㎡)・和室(A45㎡・B30㎡) 【屋外】駐車場(654㎡) オ 施設平面図 別図1～3のとおり

3 申請の資格

公民館の指定管理者の指定に係る申請の資格は、次のとおりとします。なお、(2)のキについては、警察との連携により、必要な調査を行う場合があります。

(1) 団体であること。

ア 法人格の有無は問いません。

イ 申請は、複数の団体により構成されるグループで行うことができます。この場合においては、次の点に留意してください。

(ア) グループの代表となる団体を定め、グループ名で代表団体が申請すること。

(イ) グループの代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めないこと。

(ウ) グループの構成団体間で、指定管理者として行おうとする業務に関し、共同連帯して施行することを目的とする協定等を締結すること。

(エ) 指定管理者として滝川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）と協定を締結したときは、グループの構成団体全てが協定の当事者として、責任を負わなければならないこと。

(オ) グループの構成団体は、それぞれ次号の資格を有すること。

(2) 団体又はその代表者が次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（他の条において同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた者であって、当該事実があった日後2年を経過しないもの

オ 本市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者であって、当該事実があった日後2年を経過しないもの

カ 滝川市税及び消費税等（消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。）を滞納している者

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にあるもの又は役員（法人以外の団体の場合にあつては、当該団体の代表者）が暴力団の構成員等であるもの

(3) 滝川市内に事業所又は事務所を有する団体であること。

4 申請期間

(1) 受付期間 令和4年9月1日（木）から10月3日（月）まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までに限る。

(2) 提出方法 必要部数の申請書類及びその内容を記録した磁気媒体1枚を、必ず持参の上、提出してください。郵送による受付はいたしません。

5 申請書類及び提出部数

書 類 名	部数
(1) 滝川市公の施設指定管理者指定申請書（様式第1号）	1部
(2) 当該施設の管理に関する事業計画書（様式第2号）	10部
(3) 当該施設の管理に係る収支計画書（様式第3号）	10部

書 類 名	部数
(4) 申請資格を有することを証する書類	
ア 定款又は寄付行為（法人以外の団体の場合にあつては、規約その他これらに類する書類及び構成員名簿）	2部
イ 法人に係る登記事項証明書	2部
ウ 3の(2)のウからオまでのいずれにも該当しない旨を記載した申立書（様式第4号）	2部
エ 団体及びその代表者（法人以外の団体の場合にあつては、代表者個人）に係る滝川市税の納付の確認についての同意書（様式第5号）	2部
オ 団体及びその代表者（法人以外の団体の場合にあつては、代表者個人）に係る消費税等に係る納税証明書（発行の日から起算して3月を経過する日までのものに限る。）	2部
カ エ及びオの規定にかかわらず、滝川市税又は消費税等の納税義務を負わないものにあつては、ウに掲げる申立書	(2部)
(5) 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書	2部
(6) 前事業年度の収支計算書及び事業報告書	2部

注 この表に掲げるもののほか、グループによる申請の場合は、グループ結成に係る協定書（出資比率及び組織・役割が明記されたものに限る。）及び委任状を提出してください。なお、第4号から第6号までに該当する書類については、代表団体及び構成団体がそれぞれ提出してください。

6 申請に関するその他の事項

- (1) 申請書類の内容は、明らかな誤り又は軽微な事項を除き、変更することはできません。
- (2) 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (3) 教育委員会が指定管理者の選定に関し必要があると認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。
- (4) 申請書類は、理由のいかんにかかわらず、返却しません。
- (5) 申請書類の著作権は、申請者に帰属しますが、教育委員会が指定管理者の選定結果の公表等に必要な場合には、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (6) 申請書類は、滝川市情報公開条例（平成9年滝川市条例第6号）に基づく情報公開請求により公開されることがあります。
- (7) 申請後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- (8) 申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。
- (9) 教育委員会が提供した資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じるとともに、この検討の目的内であっても、教育委員会の承諾を得ることなく、第三者に対し使用させ、又は内容を提示することを禁じます。
- (10) 同一の団体が複数の申請をすることはできません。

また、単独で申請した団体が他のグループの構成団体として当該施設の指定管理者に申請すること及びグループとして申請した構成団体が単独で、又は他のグループの構成団体として当該施設の指定管理者に申請することはできません。

7 選定の基準

選定に当たっては、次に掲げる基準を重視して審査します。なお、外部監査、社外監査役の導入又は監査役等に公認会計士や税理士が就任しているなど、客観的な監査が行われている場合は加点評価します。

- (1) 事業計画書の内容が、利用対象者の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有しているものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

8 管理の基準

(1) 開館期間、開館時間及び休館日

ア 滝川市音楽公民館 次の表に掲げる期間、時間及び日を標準として、指定管理者が教育委員会の承認を得て定める期間、時間及び日

開館期間	通年
開館時間	午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日は、午前9時から午後5時まで
休館日	次の(ア)又は(イ)のいずれかに掲げる日 (ア) 月曜日 (イ) 12月29日から翌年の1月3日までの日

イ アの規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは、臨時に開館期間若しくは開館時間を変更し、開館日において臨時に休館し、又は休館日において臨時に開館することができます。

(2) 利用の許可及び制限に関する事項

滝川市公民館条例（昭和46年滝川市条例第117号）及び滝川市公民館条例施行規則（昭和60年滝川市教育委員会規則第17号）に定めるところにより行うものとします。

(3) 関係法令の遵守

前号に掲げるもののほか、次に掲げる法律及びこれらと関連する法令等を遵守して業務を遂行するものとします。

- ア 地方自治法
- イ 社会教育法（昭和24年法律第207号）
- ウ 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- エ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- オ 消防法（昭和23年法律第186号）

(4) 個人情報の取扱い

ア 指定管理者には、滝川市個人情報保護条例（平成11年滝川市条例第36号）第11条第2項の規定により、その管理業務に係る個人情報の管理について、教育委員会と同等の責務（収集の制限、利用及び提供の制限、電子計算機処理の制限、電子計算機結合の制限等）が課せられます。

イ 指定管理者の役員及び従業員には、業務上知り得た個人情報を第三者に漏らしたり、不当な目的に使用しない旨の守秘義務が課せられ、これに違反したときは、懲役又は罰金の処罰が課せられます。（指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は職務を退いた後においても、同様です。）

ウ 滝川市個人情報保護条例に基づき、教育委員会を通じて、管理業務の実施に当たり保有する個人情報の開示又は訂正等の請求があったときは、速やかにこれに応じるものとします。

(5) 公正な職務の執行の確保

ア 指定管理施設の管理業務に従事する者は、滝川市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成21年滝川市条例第6号）に規定する職員等として、その管理業務の運営上における法令等の違反、市民の生命、身体、財産又は生活環境に重大な損害を与える行為その他の社会的相当性逸脱行為について、滝川市公正職務審査会に公益目的通報ができる対象となります。

イ 指定管理者は、管理業務に従事する者に対し、滝川市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の内容等の周知を毎年行うとともに、同条例に基づく市長等及び滝川市公正職務審査会などが行う調査の協力に応じるものとします。

ウ 指定管理者は、管理業務に従事する者が公益目的通報をしたことを理由として、通報した者に対し、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとします。

エ 指定管理者は、管理業務に従事する者に対して、法令等の遵守に関する研修を毎年実施しなければなりません。

(6) 情報公開

滝川市情報公開条例に基づき、教育委員会を通じて、管理業務の実施に当たり保有する文書の公開等の請求があったときは、速やかにこれに応じるものとします。

(7) 文書の管理・保存

ア 管理業務の実施に当たり作成し、又は取得した文書については、滝川市文書事務取扱規程（平成4年滝川市訓令第3号）の規定の例により、適正に管理・保存することとします。

イ 指定期間終了時又は指定取消し時には、その指示に従ってこれを教育委員会に引き渡していただくこととなります。

(8) 滝川市行政手続条例の適用について

指定管理者は、滝川市行政手続条例（平成10年滝川市条例第28号）第2条第3号の「行政庁」に該当するため、利用許可等の処分については、同条例の定めに従って行うこととなります。

(9) 環境への配慮

管理業務の実施に当たっては、次のような環境への配慮に留意してください。

ア 環境に配慮した商品・サービスの購入の推進並びに廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理

イ 電気、ガス、ガソリン、上下水道等のエネルギー使用量の削減

(10) 業務の一括委託の禁止

管理業務は、その全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはいけません。ただし、その一部について、あらかじめ教育委員会が認めるときは、この限りではありません。

(11) 市内における再委託、調達等

管理業務の実施に当たり、再委託、物品の調達等を行う場合は、滝川市経済の活性化及び市内企業育成のため、滝川市内の企業を最優先に活用してください。

9 管理業務の範囲

指定管理者が行う主な業務は次のとおりとし、業務の詳細については、別紙滝川市音楽公民館指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとします。

- (1) 公民館の利用の許可に関すること。
- (2) 公民館の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、これらの業務に付随する業務

10 利用料金に関する事項

(1) 利用料金制度

本施設では、地方自治法第244条の2第8項の規定による利用料金制度を採用するため、利用者が支払う利用料金は、指定管理者の収入とします。利用料金は、滝川市が条例で定める額を上限として、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めることができます。

(2) 減免及び還付

指定管理者は、利用料金を減額し、若しくは免除し、又は利用料金を還付することができます。減免及び還付は、滝川市公民館条例に基づき教育委員会が定める基準により行うこととします。

(3) 前受金の引継ぎについて

指定期間の満了日後の利用に係る利用料金を事前に収受する場合には、その利用料金に相当する金額を新たな指定管理者又は教育委員会に引き継ぐこととします。

11 管理業務に要する経費

(1) 指定管理者の収入及び業務に必要な経費

教育委員会は、指定管理者に対して、管理業務に必要な経費を、予算の範囲内で、負担金として支払います。

ア 負担金の金額及び支払時期については、指定管理者と協議の上、協定において定めます。

イ 負担金の基準上限額は、単年度で3,554,000円です。

ウ イの「基準上限額」とは、施設の管理運営に当たり、最低限実施すべき業務に必要な経費の見込額と利用料金収入等見込額との差引額であり、負担金の額の目安となる額です。負担金の額は、この上限額を基に原則その範囲内で、指定管理者が申請時に提案した額を基本として、教育委員会と指定管理者が協議して定めることとなります。

エ 管理業務を適切に実施する中で利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めません。

また、利用料金収入の減少など指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合であっても、原則として補填は行いません。

オ 管理業務に係る経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で適切に管理し、施設の管理業務に係る経費及びその他の業務に係る経費を区分して整理してください。

また、資金の収支に係る経理事務の遂行に当たっては、出納責任者及び現金取扱者をそれぞれ選任し、書面をもって教育委員会に通知してください。この場合において、出納責任者及び現金取扱者は、同一の者であってはなりません。

(2) 修繕・改修及び備品等

ア 施設の大規模な修繕、改造、増築等に係る費用については、教育委員会の負担とし、日常の管理業務で発生する軽微な修繕等に係る費用については、指定管理者の負担とします。

イ 教育委員会が備え付ける備品は、仕様書に定めるとおりとし、指定管理者に無償で貸与します。

ウ 施設及び教育委員会が備え付ける備品の修繕等については、原則として、1件につき10万円（消費税等を含む。）を超えるものについては、教育委員会の費用及び責任において実施するものとし、1件につき10万円（消費税等を含む。）以下のものについては、指定管理者の費用及び責任において実施するものとします。

エ 修繕等により生じた更新施設等は、全て教育委員会に帰属するものとします。

オ 仕様書に定められている備品以外の物品で、指定管理者が必要とするものは、指定管理者の負担で調達することとします。なお、調達した備品については、指定管理者に帰属するものとします。

(3) 事故、火災等

ア 施設そのものの欠陥又は地震等の天災により事故、火災等が発生した場合は、当該事故の処理に要する費用については、教育委員会の負担とします。

イ 滝川市では、全国市長会市民総合賠償補償保険に加入しており、指定管理者もこの保険の被保険者となることができますが、支払限度額があるほか、指定管理者の責めに帰すべき事由により、施設の利用者、第三者又は滝川市若しくは教育委員会に損害を与えた場合は、指定管理者はその損害を賠償しなければなりません。したがって、指定管理者はそれぞれの施設の態様、利用状況等を勘案し、また昨今の損害賠償請求訴訟等の賠償額等の動向を踏まえ、市と協議の上、指定管理者の責任及び判断の下、必要な各種保険に加入してください。

なお、滝川市が加入する全国市長会市民総合賠償補償保険の支払限度額は次のとおりです。

身体賠償	1名につき	1億円	財物賠償	1事故につき	2,000万円
	1事故につき	10億円	免責金額		なし

(4) 滝川市及び教育委員会と指定管理者とのリスク分担

前号に掲げるもののほか、滝川市及び教育委員会と指定管理者との責任分担については、次の表のとおりとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		滝川市及び教育委員会	指定管理者	分担(協議)
物価変動	経済情勢の激変その他予期することができない特別の事情			○
	暖房用燃料油の価格の20パーセント以上の物価変動			○
	条例改正による当該施設の利用に係る料金の額の変更（あらかじめ協議を行ったものに限る。）			○
	それ以外のもの		○	
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
	金利上昇等による資金調達費用の増加		○	
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
	上記以外の一般的な法令の制定、改正等によるもの		○	

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		滝川市及び教育委員会	指定管理者	分担(協議)
税制変更	管理業務に直接影響を及ぼす新税の創設、税制改正等(消費税率の変更を含む。)によるもの			○
	上記以外の一般的な新税の創設、税制改正等(法人税、事業所税など)によるもの		○	
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得又は更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得又は更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
市議会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期			○
需要変動	外的要因による需要変動		○	
	類似施設との競合による利用者減又は収入減		○	
管理運営の中断・中止	市に帰責事由のあるもの	○		
	指定管理者に帰責事由のあるもの		○	
	それ以外のもの			○
施設等の損傷	市に帰責事由のあるもの	○		
	指定管理者に帰責事由のあるもの		○	
	それ以外のもの(1件当たり10万円以下)		○	
	それ以外のもの(1件当たり10万円を超えるもの)	○		
利用者等への損害賠償	市に帰責事由のあるもの	○		
	指定管理者に帰責事由のあるもの		○	
	市と指定管理者の両者又は被害者・他の第三者等に帰責事由のあるもの			○
公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備によるもの	○		
指定の終了等	指定管理者の指定期間が終了した場合又は指定を取り消した場合の撤収に関するもの		○	
不可抗力 ※	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○		
	不可抗力による管理運営の中断			○

※ 不可抗力：暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、地滑り、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなど

12 自主事業

(1) 自主事業の提案

指定管理者は、公民館の設置目的に合致し、かつ、管理業務の実施を妨げない範囲において、自らの責任及び費用により公民館を活用し、独自に企画・計画した自主事業を提案することができます。これを実施する場合には滝川市及び教育委員会の承認を事前に得ることになります。この場合、収支計画書にその事業に係る収入及び支出を計上することにより、教育委員会が支払う負担金の縮減に充てることができます。

(2) 行政財産の目的外使用許可

指定管理者が自らの提案に基づいた飲食・物販等の自主事業を行うに当たっては、教育委員会の使用許可を得た上で行政財産の目的外使用許可に係る使用料の支払が必要になる場合があります。

13 指定期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

14 現場説明会の開催

(1) 日 時 令和4年9月9日(金) 午前10時

(2) 場 所 滝川市新町3丁目8番3号 滝川市音楽公民館

(3) 参加方法 参加される団体は、団体名、連絡先及び参加者名を明記の上、郵便、ファクシミリ、電子メール又は持参により、説明会の前日の正午までに申し込みください。ただし、参加者数は、1団体につき2人までとします。

(4) その他 説明会に参加しなかった団体については、申請を行うことができませんので、申請を予定している団体は、必ず出席してください。
説明会に出席する際は、この募集要項及び仕様書を滝川市のホームページからダウンロードし、ご持参ください。

15 質問の受付及び回答

(1) 受付期間 令和4年9月1日(木)から9月16日(金)まで

(2) 質問方法 質問書(任意様式)に要旨を簡潔にまとめ、郵便、ファクシミリ、電子メール又は持参により担当課まで提出してください。(持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日以外の日の午前8時30分から午後5時15分まで)

(3) 回答方法 受け付けた質問に対する回答を取りまとめた上で、令和4年9月26日(月)頃に滝川市のホームページに掲載します。

16 審査及び選定

(1) 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、教育委員会が設置する指定管理者選定職員会議において、申請者のうち、申請資格の要件を満たす者について審査を行い、選定基準に照らして最も適当と認める団体を候補者として選定します。

なお、審査の結果、候補者なしとする場合もあります。

(2) 申請者に対する聴き取り調査

教育委員会は、選定に際し、必要に応じて聴き取り調査を行うことがあります。この場合における日程等については、別途申請者に連絡します。

(3) 選定結果のお知らせ

選考の結果については、令和4年10月下旬までに申請者全員に文書で通知します。また、令和4年11月下旬までに滝川市のホームページに選定結果の概要を公表します。

17 その他の事項

(1) 接触の禁止

この施設の選定等に係る業務に係る滝川市及び教育委員会の職員との接触により、申請及び選定についての情報を不正に入手する等の事実が認められた場合、失格又は指定の取消しをすることがあります。

(2) 管理業務の継続が困難になった場合等の措置

指定管理者は、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに教育委員会に報告することとし、その場合の措置については、次のとおりとします。

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により管理業務の継続が困難になったとき、又はそのおそれが生じたときは、教育委員会は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合において、指定管理者がその期間内に改善することができなかつた場合等には、教育委員会は、指定管理者の指定の取消し又は管理業務の全部又は一部の停止を命じる場合があります。

イ 指定が取り消された場合等の賠償

アにより指定管理者の指定が取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、教育委員会に生じた損害を賠償しなければなりません。

ウ 不可抗力等による場合

不可抗力等により管理業務の継続が困難となった場合は、教育委員会及び指定管理者は、管理業務の継続の可否等について協議し、継続が困難と判断した場合は、教育委員会は、指定管理者の指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることができることとします。

(3) 公民館の優先使用

ア 災害等緊急時の場合

公民館が滝川市地域防災計画における避難所又は国民保護に係る北海道の指定を受けた避難所とされた場合には、指定管理者は、利用許可の取消し等の必要な措置を行うとともに、避難所の開設及び管理運営に協力してください。

イ 選挙の場合

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第41条に基づく投票所として公民館を使用する場合には、指定管理者は、利用許可の取消し等の必要な措置を行うとともに、滝川市選挙管理委員会が行う投票所の開設及び管理運営に協力してください。

(4) 次点候補者と協議を行う場合

指定管理者の指定について滝川市議会の議決を経るまでの間に、指定管理者の候補者がこの要項に定める事項に違反したとき、若しくは協議が成立しないとき、滝川市議会が指定に係る議案を否決したとき、又は指定管理者の指定を取り消したときは、指定管理者の候補者の選考において次点候補となった団体を指定管理者の候補者として協議を行う場合があります。

(5) その他の協議すべき事項

協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、教育委員会及び指定管理者の双方が誠意を持って協議することとします。

18 申請書及び添付書類の提出先（問い合わせ先）

滝川市教育部社会教育課 滝川市大町1丁目2番15号 滝川市役所7階

電話 0125-28-8046（直通） FAX 0125-24-1024

Eメールアドレス syakai@city.takikawa.lg.jp